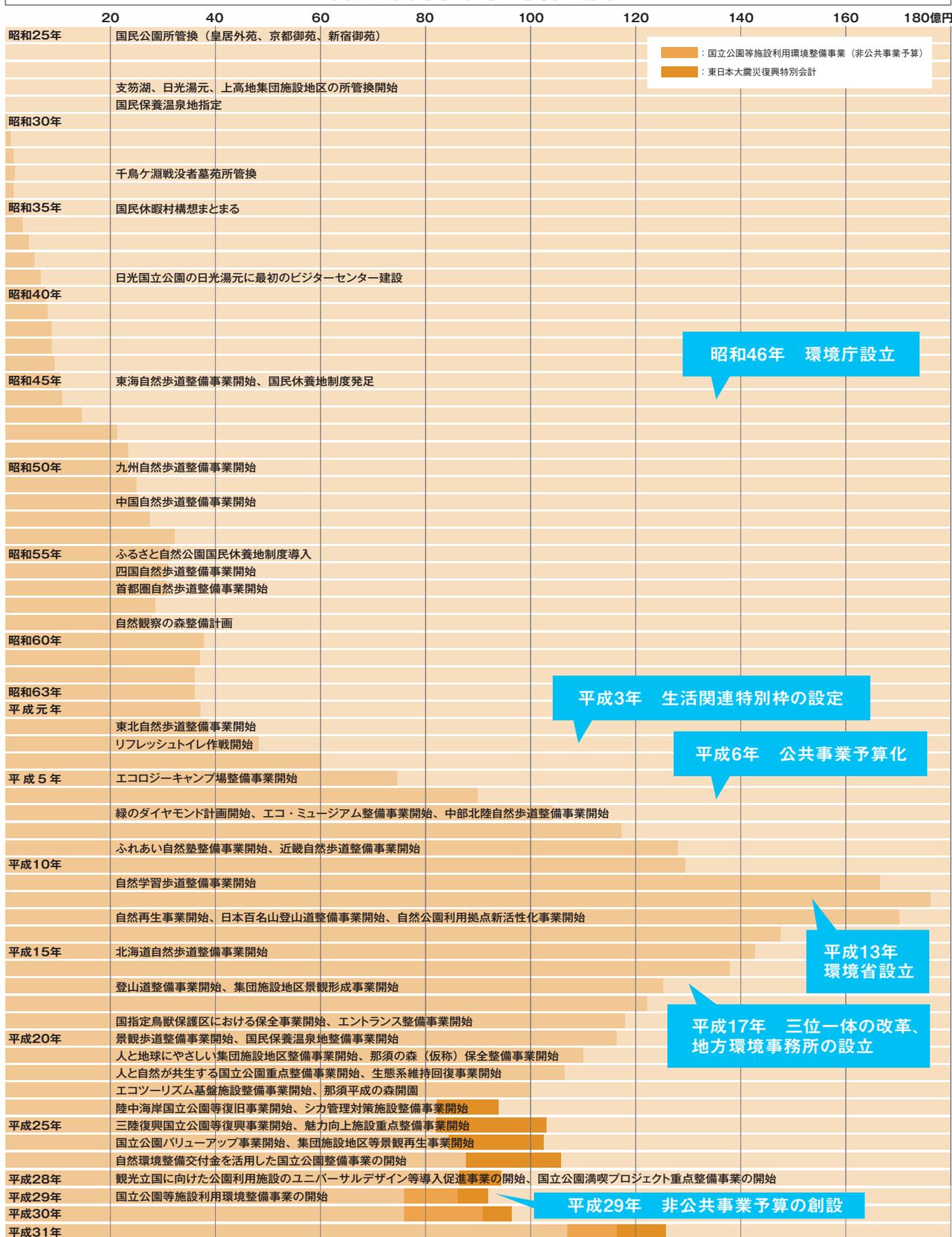


自然公園等制度の変遷

自然公園等事業等の予算の推移



自然公園制度の歴史

昭和6年	国立公園法制定 ● 美的見地による公園の指定、 大風景の保護開発（観光による地域振興）
昭和9年～	国立公園指定 ● 瀬戸内海、雲仙、霧島
昭和11年	● 阿寒、大雪山、日光、中部山岳、阿蘇 ● 十和田、富士箱根、吉野熊野、大山
昭和24年	国立公園法改正 ● 特別保護地区制度、国立公園に準ずる 地域（国定公園）制度の創設
昭和32年	自然公園法制定 ● 自然風景地の保護と利用 ● 国立公園、国定公園、都道府県立 自然公園制度（指定主体の明確化）
昭和40年	観光ブームを背景とした観光道路建設と、 それに伴う自然破壊が問題化
	自然公園における環境保全の 強化を図る法令の改正等
昭和45年	● 海中公園制度の創設、 清潔の保持、指定湖沼制度の創設
昭和48年	● 普通地域の規制強化、 ゴルフ場を公園事業から削除
昭和49年	● 特別地域の地種区分を規定 ● 自然保護憲章決定
昭和50年	● 国立公園内（普通地域を除く）に おける各種行為に関する審査指針策定
	自然公園にふさわしい 利用のあり方の検討
昭和62年～ 平成元年	● 自然環境保全審議会利用の あり方検討小委員会
	動植物に対する保護強化を図る改正
平成2年	● 動植物の殺傷及び損傷の制限、 車馬乗入れ規制の創設
平成6年 平成7年	● 自然公園等事業の公共事業予算化 ● 生物多様性国家戦略

平成12年

地方分権への対応

- 国立公園の許認可事務の直接執行化
（管理主体の明確化）
- 審査基準の法令化

平成14年

生物多様性の確保を図る改正

- 新・生物多様性国家戦略
- 責務規定に「生物多様性の確保」を追加
- 利用調整地区、風景地保護協定、
公園管理団体の創設
- 特別地域内の物の集積、
指定動物の捕獲、
指定区域への立入りを新たに規制

平成17年

三位一体の改革に伴う 自然公園整備における国と 地方の役割分担の明確化

- 国立公園の直轄事業の拡充
- 自然公園等整備費補助金の廃止
- 自然環境整備交付金の創設

平成18年

外来生物への対応

- 特別保護地区における動植物の
放出を新たに規制

平成19年

- 第三次生物多様性国家戦略

平成21年

生物多様性の確保の充実を図る改正

- 目的規定に「生物の多様性の
確保に寄与すること」を追加
- 海域公園地区制度の創設
- 生態系維持回復事業制度の創設
- 特別地域等における動植物の
放出等に係る規制の強化

平成22年

- 生物多様性国家戦略2010
- 生物多様性条約第10回締約国会議開催

平成24年

- 自然環境整備交付金の廃止
（地域自主戦略交付金へ移行）
- 生物多様性国家戦略2012-2020

平成25年

- 自然環境整備交付金の創設
（地域自主戦略交付金の廃止）

平成27年

- 自然環境整備交付金を活用した国立公園
整備事業の開始

平成28年

- 国立公園満喫プロジェクトの開始

平成29年

- 国立公園等施設利用環境整備事業の開始